

重要事項説明書

(小規模多機能型居宅介護サービス)

あなたに対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、平成18年3月14日厚生労働省令第34号第88条（準用）第9条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者名称	キャレオス株式会社
主たる事務所の所在地	〒729-3101 広島県福山市新市町大字戸手 102 番地 1
法人種別	株式会社
代表者名	代表取締役 藤井 克樹
電話番号	0847-54-2720

2 事業所の概要

事業所の名称	小規模多機能ホームゆうゆう神谷川
指定事業者番号	3491502823
所在地	〒729-3103 広島県福山市新市町大字新市 258 番地 2
電話番号	TEL 0847-54-1855 FAX 0847-54-1856
営業日	年中無休
営業時間	通い9:00～16:30・宿泊16:30～9:00・訪問24時間
通常の事業の実施地域	福山市北部（福山市日常生活圏域）
登録定員	29人（通いサービス定員15名、宿泊サービス定員9名）

3 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	住み慣れた地域で生活するために、介護保険法に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
運営の方針	利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通い、訪問、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

4 従業者の職種、員数及び勤務の体制

従業者の職種	職務内容	人員	勤務の体制
管 理 者	事業内容の調整	1 名	日勤：8時30分～17時30分
計画作成 担 当 者	サービスの調整・ 相談業務	1 名以上	日勤：8時30分～17時30分
看護職員	健康チェック等の 医療業務	1 名以上	日勤：8時30分～17時30分
介護職員	利用者の状況等に 応じた通い、宿泊、 訪問サービスの提供	6 名以上	早出：7時00分～16時00分 早出2：7時30分～16時30分 日勤：8時30分～17時30分 遅出：10時30分～19時30分 遅出：13時00分～22時00分 準夜：22時00分～翌7時00分

5 サービスの内容及び利用料金その他の費用の額

①サービスの内容

通い サービス	食 事	食事の提供及び食事の介助をします。 調理、配膳等を介護従事者とともに行うこともできます。 食事サービスの利用は任意です。
	排 泄	利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
	入 浴	利用者の状況に応じ、衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身美等の適切な介助を行います。
	機能訓練	利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。
	健康チェック	血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。
	送 迎	利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
訪 問		利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の援助を行います。
宿 泊		事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の援助を行います。

②保険給付サービス利用料金

小規模多機能型居宅介護（１月につき） 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合					
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割負担	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円
2 割負担	20,916 円	30,740 円	44,718 円	49,354 円	54,418 円
3 割負担	31,374 円	46,110 円	67,077 円	74,031 円	81,627 円

小規模多機能型居宅介護（１月につき） 同一建物に居住する者に対して行う場合 (サービス付有料賃貸住宅、有料老人ホームに限る)					
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割負担	9,423 円	13,849 円	20,144 円	22,233 円	24,516 円
2 割負担	18,846 円	27,698 円	40,288 円	44,466 円	49,032 円
3 割負担	28,269 円	41,547 円	60,432 円	66,699 円	73,548 円

短期利用居宅介護費（１日につき）					
	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 割負担	572 円	640 円	709 円	777 円	843 円
2 割負担	1,144 円	1,280 円	1,418 円	1,554 円	1,686 円
3 割負担	1,716 円	1,920 円	2,127 円	2,331 円	2,529 円

その他加算

サ ー ビ ス	利用者負担			内 容
	1 割負担	2 割負担	3 割負担	
初期加算	30 円/日	60 円/日	90 円/日	利用開始日から 30 日間
認知症加算 (Ⅲ)	760 円/月	1,520 円/月	2,280 円/月	認知症日常生活自立度ランクⅢ・Ⅳ・Ⅴの該当者
認知症加算 (Ⅳ)	460 円/月	920 円/月	1,380 円/月	要介護 2 で認知症日常生活自立度ランクⅡの該当者
看護職員配置加算 (Ⅰ)	900 円/月	1,800 円/月	2,700 円/月	常勤の看護師を 1 名以上配置
看護職員配置加算 (Ⅱ)	700 円/月	1,400 円/月	2,100 円/月	常勤の准看護師を 1 名以上配置
看護職員配置加算 (Ⅲ)	480 円/月	960 円/月	1,440 円/月	看護師を常勤換算方法で 1 名以上配置
総合マネジメント体制強化加算 (Ⅰ)	1,200 円/月	2,400 円/月	3,600 円/月	随時、他職種協同による介護計画の見直しを行い、地域における多様な活動が確保されること

訪問体制強化加算	1,000 円/月	2,000 円/月	3,000 円/月	訪問を担当する常勤職員を 2 名以上配置 1 月あたりの延べ訪問回数が 200 回以上
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	350 円/月	700 円/月	1,050 円/月	介護従業者の総数の内、常勤職員の占める割合が 60%以上、介護福祉士が 40%以上、勤続 7 年以上の者が 30%以上のいずれかに該当すること
若年性認知症利用者受入加算	800 円/月	1,600 円/月	2,400 円/月	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	100 円/月	200 円/月	300 円/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討し、見守り機器などのテクノロジーを 2 つ以上導入している
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	10 円/月	20 円/月	30 円/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討し、見守り機器などのテクノロジーを 1 つ以上導入している
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	100 円/月	200 円/月	300 円/月	サービス提供の場において、ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握したうえで、助言を定期的に行う外部のリハビリテーション専門職と連携
生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	200 円/月	400 円/月	600 円/月	外部のリハビリテーション専門職と連携し、利用者宅を訪問し身体状況等の評価(生活機能アセスメント)を共同して行う
看取り連携体制加算	64 円/日	128 円/日	192 円/日	看取り期における対応方針に基づき、状態又は家族の求めに応じ、介護・看護職員等からサービスについての説明・同意を受けている
科学的介護推進体制加算	40 円/月	80 円/月	120 円/月	ADL 値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況・その他心身の状況に係る基本的な情報を厚生労働省に提出することにより、ケアの質の向上を図ることを目的とする
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱロ)	月の基本料金、加算・減算など全ての合計数に 18.3%を乗じた金額			

※介護短期利用居宅介護にはサービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算のみ算定されません。

- ・要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。

- ・要介護認定において、自立及び要支援と認定された場合は、全額自己負担となります。
- ・月途中で利用開始した場合は、契約を締結した日ではなく、実際にサービス（通い・訪問・宿泊）を開始した日からの日割りでの算定となります。
- ・月途中で契約を解除した場合は、最終利用日ではなく、契約を解除した日までの日割りでの算定となります。
- ・介護保険による給付額に変更があった場合は、同様にご利用者の利用負担額を変更します。

③保険給付外サービス利用料金

食事の提供に要する費用		朝食 4 6 0 円・昼食 6 7 0 円・夕食 6 2 0 円	
おむつ代		おむつ代及びパット代は、実費	
宿泊に要する費用		1 泊 2, 0 0 0 円（宿泊費）	
		1 泊 6 0 0 円（光熱費）	
レクリエーション、クラブ活動		利用者の希望により、教養娯楽としてレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。その際の材料費等は実費となります。	
金銭管理費		月額 5 0 0 円（希望者のみ）	
通院援助にかかる燃料費		30 分ごとに 500 円（待機時間を含む） 協力医療機関は無料	
	通院付添 ※当施設の車両を使用する場合	通院付添 ※当施設の車両を使用しない場合	通院送迎 及び 薬の受取
3 0 分以内	1, 0 0 0 円	5 0 0 円	1, 0 0 0 円
1 時間	1, 5 0 0 円	1, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円
1 時間 3 0 分	2, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円	2, 0 0 0 円
2 時間	2, 5 0 0 円	2, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円
2 時間 3 0 分	3, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円	3, 0 0 0 円
3 時間	3, 5 0 0 円	3, 0 0 0 円	3, 5 0 0 円

④利用料金の支払いについて

- 1) 請求方法 サービスの利用料金は、1 ヶ月ごとに計算しご請求いたします。
請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 1 0 日以降に郵送いたします。
- 2) 支払い期日 請求月の月末日まで
- 3) 支払い方法 次にいずれかの方法によりお支払いください。
 - ア) 事業所での現金払い
 - イ) 事業者指定口座への振込み
 - ウ) 自動口座引き落とし

6 サービスご利用にあたっての留意事項

- 1) 当事業所の介護支援専門員から、以下の書類の確認や複写を依頼することがあります。
 - ①介護保険被保険者証
 - ②健康保険被保険者証
 - ③高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証
 - ④身体障害者手帳(障害のある方)
 - ⑤原爆被爆者手帳(お持ちの方)
- 2) 事業所の情報提供について。
 - ①緊急連絡先等が変更になった場合
 - ②かかりつけ医が変更になった場合
 - ③病院へ入院、他の施設等へ入所された場合
 - ④健康状態等の変化があった場合
- 3) 感染症対策について。
ご利用者やご家族に感染症の恐れがある場合は、予防的な処置をとらせていただくことがあります。
- 4) 禁止事項。
以下の禁止事項を遵守せず、他者に損害を与えた場合、損賠賠償の対象となることがあります。
 - ①決められた場所以外での喫煙
 - ②他の利用者等へ迷惑を及ぼす行為(宗教活動及び政治活動等)
 - ③危険物及びペットの持ち込み
 - ④所持金は、自己の責任で管理していただきます。
尚、利用に際して必要の無い金銭の所持はご遠慮ください。
 - ⑤他の利用者及び事業所の所有物を故意若しくは過失により破損させること

7 苦情申立窓口

1) 当事業所における苦情相談窓口

受 付 窓 口	ご利用時間 月～金 午前9時～午後6時 電話番号 0847-54-1855 担 当 者 管理者
---------	---

2) その他苦情受付機関

福山市介護保険課	084-928-1232
福山市地域包括支援センター	0847-51-3222
広島県国民健康保険団体連合会	082-554-0783

8 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため下記のように運営推進会議を設置しています。

構 成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表、民生委員、市町職員、 地域包括支援センター職員、事業所職員
開催時期	おおむね2ヵ月に1回程度

9 事故発生時及び緊急時の対応方法

通い・訪問・宿泊サービスの提供中に事故が発生した場合及び利用者の容態の急変があった場合は、ご家族に連絡すると共に、かかりつけ医及び協力医療機関等への連絡・相談・報告をいたします。

協力医療機関	えきや外科クリニック	福山市駅家町近田121 TEL 084-976-2222
協力歯科医療機関	おきとう歯科クリニック	福山市神辺町新徳田3-495 TEL 084-962-5511

10 非常災害時の対策

- 1) 地震・台風等の天災、その他の事業所の責に帰すべからざる事由により、小規模多機能型居宅介護サービスの実施が出来なくなった場合には、事業所は利用者に対して当該サービスを実施すべき義務を負いません。
- 2) 利用中に非常災害が発生した場合は、迅速且つ安全な非難誘導を行います。

1.1 守秘義務と個人情報の取り扱い

- 1) 利用者やご家族のプライバシーを尊重し、家族の状況等の個人的な秘密は堅く守ります。
- 2) 利用者に関わる個人情報の取扱いに関しては、別紙のとおりです。

1.2 サービスの第三者評価の実施について

第三者評価の実施状況は、現在未実施です。

1.3 ハラスメント防止・対策の強化について

- 1) 事業所は、すべての職員が安心して業務に従事できるよう、ハラスメント（暴言・暴力・威圧的な言動・セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等）を防止する取り組みを行っています。
- 2) 利用者またはご家族等による著しいハラスメント行為により、当事業所がサービス提供の継続が困難と判断した場合には、契約内容の見直し又はサービス提供の中止等を行うことがあります。あらかじめご了承ください。

個人情報の利用について

厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」に基づき利用する。

1. 使用目的

- (1) 適切なサービス提供のための情報収集と小規模多機能型居宅介護事業所の職員及び各居宅サービス事業所の担当職員との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- (2) 上記(1)ほか、居宅サービス事業所または利用されるその他の福祉サービス、運営推進会議との連絡調整が必要な場合
- (3) 現に小規模多機能型居宅介護サービスを利用されている場合で、利用者・家族が体調を崩し、または怪我などで病院へ行った時の医師・看護職員等への情報提供を行う場合
- (4) 事業者内部における情報の交換（入退所等の管理、会計・経理、事故等の報告、当該利用者の介護サービスの向上）

2. 個人情報を提供する事業所等

- (1) 居宅サービス計画に掲載されている居宅サービス事業所
- (2) 小規模多機能型居宅介護計画に掲載されている職員並びに協力者等
- (3) 運営推進会議の構成員
- (4) かかりつけ医または協力医療機関（協力歯科医療機関）等
- (5) 介護保険課・地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等

3. 使用期間

契約が終了するまでの期間

4. 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容など経過を記録する。

